

つくば市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づきつくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）第11条第1項（同規則第25条において準用する場合を含む。）に規定する調査基準価格を設けて入札を実施するときに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低価格入札者 次に掲げる者(第3条第2項の規定により失格となる者を除く。)をいう。
 - ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者
 - イ 総合評価方式による競争入札において、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち評価値が最も高い者
- (2) 落札候補者 最低価格入札者のうち、次に掲げる者をいう。
 - ア 次条第2項の規定に基づき算出される調査基準価格以上の価格をもって申込みをした者
 - イ 次条第2項の規定に基づき算出される調査基準価格未満の価格をもって申込みをした者のうち、予備調査の結果、第5号に規定する数値的判断基準のいずれにも該当しない者
- (3) 評価値 入札参加者から提出された評価資料について、各評価項目を点数化した得点の合計値に標準点（100点）を加えたものを入札価格で除したものをいう。
- (4) 低入札価格調査 最低価格入札者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か又はその者と契約

を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であるか否かについて判断するための調査をいう。

- (5) 予備調査 最低価格入札者から入札時に提出された工事費内訳書に基づき、その積算に係る諸費目の金額が、予定価格算出の基礎となった諸費目に係る金額（以下「設計金額」という。）に対し、次に掲げる数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）のいずれかに該当するか否かの調査をいう。

ア 直接工事費（材料費及び機器費を含む。以下同じ。）が設計金額の 90%未満（機械器具設置工事、電気工事又は電気通信工事については、75%未満）であること。

イ 共通仮設費（積上分＋率計上分）が設計金額の 80%未満であること。

ウ 現場管理費が設計金額の 80%未満であること。

エ 一般管理費（契約保証費を含む。）が設計金額の 30%未満であること。

- (6) 本調査 第 5 条第 4 項各号に掲げる書類の照査、必要に応じて落札候補者に対して行う事情聴取等をいう。

- (7) 簡易型調査 次に掲げる書類の照査、必要に応じて落札候補者に対して行う事情聴取等をいう。

ア 入札価格を算出する基礎となった工事費内訳書

イ 開札執行者が必要と認めるもの

（調査基準価格）

第 2 条 建設工事の請負に係る競争入札のうち、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が 1 億 5,000 万円以上の競争入札又は総合評価方式による競争入札においては、調査基準価格を設けるものとする。ただし、当該競争入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、調査基準価格を設けないことができるものとする。

- 2 調査基準価格は、次の各号に掲げる額の合計額（当該合計額が見積書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては当該 100 分の 92 を乗じて得た額（当該額

に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、当該合計額が見積書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の75を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とし、これら以外の場合にあつて当該合計額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

(失格基準価格)

第3条 市長は、低入札価格調査制度を適用する場合において、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行ができないと認める基準となる価格(「失格基準価格」という。以下同じ。)を設定することができる。この場合の失格基準価格は、次の表の左欄に掲げる予定価格の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表右欄に掲げる割合を、調査基準価格に乘じて得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

予定価格	割合
1億5,000万円未満	98%
1億5,000万円以上	95%

2 前項に規定する失格基準価格を設定した場合において、当該失格基準価格を下回る価格によって入札した者は失格とする。

(開札の執行)

第4条 開札執行者は、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、当該最低価格入札者に対して、予備調査を実施する旨を宣言し、開札を中断するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価方式(特別簡易型に限る。)による競争入

札にあっては、開札執行者は開札後「落札保留」を宣言し、開札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第5条 開札執行者は、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、本調査又は簡易型調査（以下「本調査等」という。）及び予備調査とし、予備調査、本調査等の順により行うものとする。ただし、予備調査の結果、数値的判断基準のいずれかに該当するときは失格とし、本調査等は、行わないものとする。

3 第1項に規定する場合において、開札執行者は、当該事業を主管する課等の長（以下「事業主管課長」という。）に対し、直ちに予備調査を行い、その結果を開札執行者に報告するよう求めるものとする。ただし、総合評価方式（特別簡易型に限る。）による競争入札にあっては、開札執行者は、事業主管課長に対し、予備調査に関する資料の提出を求め、自ら予備調査を行い、その結果を事業主管課長に報告するものとする。

4 開札執行者は、事業主管課長から、予備調査の結果、数値的判断基準のいずれにも該当しない旨の報告を受けた場合（総合評価方式（特別簡易型に限る。）による競争入札にあっては、開札執行者が、事業主管課長に対し、予備調査の結果、数値的判断基準のいずれにも該当しない旨の報告をした場合）は、当該最低価格入札者を落札候補者とし、期限を指定して次に掲げる書類の提出を求めるとともに、事情聴取を行う場合にはこれに協力するよう求めるものとする。

(1) 積算理由等申出書（様式第1号）

(2) 入札価格積算内訳書（様式第2号）

(3) 建設副産物の処理に関する状況（様式第3号）

(4) 手持工事等の状況（様式第4号）

(5) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的關係（様式第5号）

(6) 手持資材の状況（様式第6号）

(7) 資材調達先と入札者との關係（様式第7号）

- (8) 手持機械の状況（様式第 8 号）
- (9) 労務者確保の具体的な見通し（様式第 9 号）
- (10) 技術者等の配置計画（様式第 10 号）
- (11) 安全対策の計画（様式第 11 号）
- (12) 過去に施工した公共工事等の実績（様式第 12 号）
- (13) 下請負契約（一次）の予定（様式第 13 号）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、開札執行者が必要と認めるもの

5 開札執行者は、前項各号に掲げる書類を事業主管課長に回付し、速やかに本調査を行わせ、その結果を報告するよう求めるものとする。

6 前 2 項の規定にかかわらず、予定価格が 1 億 5,000 万円未満の総合評価方式による競争入札においては、本調査に代えて、簡易型調査を行うものとする。

7 第 3 項の規定による報告（数値的判断基準のいずれかに該当する場合に限る。）及び第 5 項の規定による報告は、低入札価格調査票（様式第 14 号）又は簡易型低入札価格調査票（様式第 15 号）により行うものとする。

（落札候補者を落札者とししない場合）

第 6 条 落札候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札候補を落札者とししないものとする。

(1) 落札候補者が、本調査等に協力しない場合、定められた期限までに求められた書類を提出しない場合又は事情聴取に応じない場合

(2) 本調査等の結果、次のいずれかに該当する場合

ア 積算内訳の算出根拠が適正でない場合

イ 見積数量が適正でない場合

ウ 材料、製品等について品質及び規格が適正でない場合

エ 労務単価等の労働条件が適正でない場合

オ 技術者等の配置が適正でない場合

カ 安全対策の確保が適正でない場合

キ 建設副産物の処理が適正でない場合

2 前項各号に定める場合のほか、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又は落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、当該落札候補者を落札者とししないものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第7条 落札候補者を落札者とするか否かについて、審査を行うため、つくば市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会の委員は、総務部長、総務部次長（次長が複数の場合は、契約検査課を担当する次長）、財務部長、財務部次長（次長が複数の場合は、財政課を担当する次長）、契約検査課長、事業主管部長、事業主管部次長（次長が複数の場合は、事業を主管する課等を担当する次長）の職にある者をもって充てる。

3 調査委員会には委員長を置き、総務部長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

5 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(調査委員会による審査)

第8条 開札執行者は、本調査等の結果について、事業主管課長から報告を受けたときは、会議に諮り審査を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該事案を委員に回付することにより、審査を受けること（以下「持回り審査」という。）ができる。

(1) 簡易型調査を行った事案であるとき。

(2) 委員長が会議を招集するいとまがないと認めるとき。

3 前条第6項の規定は、前項に規定する審査について準用する。

4 前2項に規定する審査について、委員が病気その他やむを得ない理由により不

在となる場合は、当該委員以外の委員により、持回り審査を行うことができる。ただし、事案を回付することができる委員が過半数に達しないときは、この限りでない。

- 5 委員長は、調査委員会の審査結果について、開札執行者に報告するものとする。
(低入札価格調査の結果についての周知)

第9条 開札執行者は、低入札価格調査の結果について、次の各号に定めるところにより、最低価格入札者又は落札候補者（以下「最低価格入札者等」という。）に対して周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査により落札者候補者又は落札者（以下「落札者等」という。）とすることを決定した場合は、電話等により連絡する。
(2) 低入札価格調査により落札者等としないことを決定した場合は、第11条の方法により公表する。

(低入札価格調査に関する規定の次順位者への準用)

第10条 開札執行者は、低入札価格調査の結果、最低価格入札者等を落札者等としないこととした場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者（第3条第2項の規定により失格となる者を除く。）のうち最低の価格をもって申込みをした者（総合評価方式による競争入札にあつては、評価値が最も高い者。以下「次順位者」という。）を最低価格入札者とするものとする。

- 2 この場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施するものとする。

(低入札価格調査の結果の公表)

第11条 市長は、低入札価格調査が終了したときは、その結果について閲覧により一般に公表するものとする。ただし、公表に適さないと認める事項については、この限りではない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 11 日から施行し、平成 21 年 5 月 12 日以後に告示する一般競争入札から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 7 月 22 日から施行し、平成 21 年 7 月 31 日以後に告示する一般競争入札から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 21 年 7 月 30 日以前に告示する一般競争入札についての適用は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要領の改正前に告示を行った一般競争入札に関する低入札価格調査等の手続きについては、なお従前の例による。

(設定基準等の廃止)

- 3 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格並びに最低制限価格の設定について(平成 21 年 5 月 11 日施行)は、廃止する。ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に告示を行った一般競争入札に関する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に告示した一般競争入札に係る低入札価格調査等の手続きは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 3 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条第 2 項の規定は、工事目的物の完成引渡しが平成 26 年 4 月 1 日以後の工事の契約について適用し、工事目的物の完成引渡しが同日前の工事の契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領は、この施行の日以後の入札審査委員会に諮る入札案件から適用し、同日前に入札審査委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に告示した一般競争入札に係る低入札価格調査の手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領第2条第2項の規定は、令和元年9月1日以後に告示する入札について適用し、同日前に告示する入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月15日から施行する。ただし、改正後の要領第1条の2第3号の規定及び第3条第1項の規定は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領第1条の2第3号の規定及び第3条第1項の規定は、令和2年6月1日以後に告示する入札について適用し、同日前に告示する入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領は、この施行の日以後の入札審査委員会に諮る入札案件から適用し、同日前に入札審査委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。